

平成27年第1回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成27年3月6日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教 育	長	伊藤孝生君
総 務 課	長	高野光司君
企 画 財 政 課	長	秋山幸男君
税 務 課	長	石井博美君
住 民 課	長	井原有一君
福 祉 課	長	石塚稔君
保健福祉センター所長		岩戸友広君
環 境 対 策 課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経 済 課	長	矢口功君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一君
会 計 課	長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課	長	海老原貞夫君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成27年3月6日（金曜日）

午後1時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第12号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第13号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第14号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第15号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第11号
- 追加日程 議案第11号修正案
- 日程第3 議案第12号
- 日程第4 議案第13号
- 日程第5 議案第14号
- 日程第6 議案第15号
- 日程第7 休会の件

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は11名です。2番新井議員から、所用のため遅れるという届け出がありました。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員から平成26年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番通告者、11番若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。7番通告、11番若泉でございます。

傍聴の皆さん、どうもありがとうございます。

我々の任期も来月4月29日で丸4年がたちます。ですから、一般質問もきょうが最期になるわけでございますが、私もこれまで、定例議会があるたびに、特に町民の皆さんの日ごろのいろいろな点で質問してきました。

例えば高齢者問題、それから、交通問題、さらには農業の活性化とか、いろいろな問題で質問してきました。本日は町民運動会に関しまして、またデマンドタクシーに関しまして質問させていただきますので、町長初め執行部の皆さん、何とぞ明快なる答弁をよろしくお願いいたします。それでは入ります。

町民運動会について。

町の年中行事として、毎年10月に町民運動会が開催されています。参加されている町民は汗を流し、皆さんと交流を図りながら1日を楽しみ過ごしておりますが、ここ十数年前から、参加する方は主に団地の方、小中学生と限られた方で、人数も……1,500人と通告してありますがこれは1,000人弱だと思います。1,500人と減少しております。町民運動会が始まったころは、団地、集落、小中学生、老人クラブの皆さんが参加して1日を楽しんでおりました。

ことしは町制60周年を迎え、記念行事といたしましていろいろな行事が行われると思います。町民運動会もこれを機に、以前のように多くの方が参加できるような町民運動会にしてはと思いますが、町の考えを伺います。

まず一つといたしまして、ことしの町民運動会は利根中学校の大規模工事により6月になるとのことですが、詳しく伺います。

以下は自席で質問します。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

町民運動会についてのご質問でございますが、町民運動会は、利根町のスポーツの祭典として町民の一層の融和を図り、心身の健康保持増進のために、毎年開催をしているとこ

るであります。

利根町総合計画の第4期基本計画のアンケートでは、「親しみがある町の文化活動等」で10.4%の町民が親しみを感じており、納涼花火大会・地場産業フェスティバル・文化祭に次いで第4位にランクされております。

来年度の町民運動会は第44回大会になるわけですが、第1回大会は昭和47年度に開催しております。当時は町の宅地造成が始まった時期でありまして、新旧住民の交流に大きな役割を果たしておりました。

例年の町民運動会につきましては10月の体育の日の前日に開催し、体育の日を予備日としているところであります。平成27年度に利根中学校大規模改修工事が予定されていることから、町民運動会は5月30日を予定し、31日を予備日として、現在日程を調整中であります。

5月から6月にかけては、例年9月に予定されていた中学校の運動会や総合体育大会等の多くの学校行事が予定されており、日程調整が難しい状況ではありますが、調整をお願いしているところでもあります。

来年度の町民運動会は、例年どおり19種目から20種目程度の競技数を予定しております。町民運動会を午前9時30分に開始しまして、午前中に10種目を実施し、昼休みのアトラクションを挟みまして午後10種目程度を実施する予定となっております。

この町民運動会の運営につきましては、前日の準備から当日の運営まで、スポーツ推進員・ボーイスカウト・体育協会・PTA連絡協議会・ネットワーク協議会・スポーツ少年団・日本ウェルネススポーツ大学等の多くのボランティアの協力のもと運営されております。

来年度の町民運動会も多くの町民の方々のご協力を得まして、1人でも多くの町民が参加してもらえるようなイベントにしたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ただいま町長から答弁がありましたけれども、私、冒頭に言いましたように、以前はほとんどの集落が参加しておりました。また、団地の方も参加しておりましたが、現在では私の知っている限りでは、集落は、まず参加しているところは1集落か、そんな程度だと思います。団地のほうも、結局参加しなくなってきた団地も出てきました。例えば私の関係している白鷺は参加しておりません。

この参加しなくなった原因というのは、いろいろあるでしょうけれども、以前は各集落、団地で対抗リレーをやっていましたよね。それでだんだんと少子化が進んでいき、また高齢化が進んできて、その選手になる方がいなくなって、まずは集落のほうに参加しなくなったと、それが最大の原因かなと思うのです。

それで、団地のほうも、白鷺あたりでは選手を探すのが大変だということで、2年ぐらい前から参加しなくなったという状況なんです。

私、一般質問ではやりませんでしたけれども、生涯学習センターとか、そういう関係のところには、何とかもう少し参加するように検討したらどうでしょうと、そういう話は何回となく、私、してまいりました。要するにマンネリ化なんです。

今の参加している人数は恐らく1,000人弱だと思います。しかしながら、行政のほうに「どのくらい参加していますか」と聞きますと、「2,000人以上です」と、こう答えが返ってくるんです。それには言葉は悪いですけども、からくりがあるんですよ。要するに1種目に小中学生、また違う方たちも参加します。1人の方が三種目参加すれば3人分と数えるんです。賞品の数が2,000名以上あるから2,000人参加しているんだということで、そのように報告もなさっている。しかしながら実際は1,000人弱なんですよ。

町民運動会という名がついているわけですから、今1万7,000人ですよ、1万7,000人で1,000人弱の町民運動会、ちょっとこれは行政も考えなければいけないんじゃないですか。

町長はよく言いますよね、高齢者問題でフリフリグッパー、それから、健康づくりと、いろいろやっています。それはわかります。わかりますが、この町民運動会もこの町の大きな行事だと思うのです。

先ほど町長の答弁の中で、いろいろな行事の中で第4位に入っていると。4位に入っているのが、1位に入っているのが、参加する方が少ないということは、それは考えていかなければいけないのかなと、私は常々そう思うのです。ですから、まずは参加するのにはどうしたらいいのか、それを行政としても考えていかなければいけない。

私、今回の質問に当たりまして、老人クラブの会長とも会いました。「私、今度こういふことで運動会に関して何とか元のように参加者が多くなるように努力したいんだけど、行政といろいろ話し合いたい、協力はどうでしょうかね」と言ったら、「それは結構な話ですね、老人クラブといたしましても応援します、協力します」そういうお話はいただいております。

さらには、区長会の区長会長とも私話しました。同じように協力を仰ぎました。「若泉さん、それはいいことだ、私もそのように思っていましたよ。ぜひとも1人でも多くの参加ができるように、区長会としてもいろいろと協力しますよ」と、私といろいろ話した結果、協力しますという言葉は出ています。

ですから、まず行政もそういう気持ちになってこれからやっていかなければ、この町民運動会、ただ毎年同じような人数で、同じようなやり方でやっていたのでは、毎年同じようなやり方になってしまうと思うのです。その辺を考慮してもらわなければいけないと思います。この件に関しては、また後でも言いますが、今回は大規模改造に関しまして、利根中学校ではいつもの10月にできないということで、その前倒し、私、6月かと思ったら5月30日って話でした。

そこで私、提案なんですけど、もし借りられるのであれば、ウェルネススポーツ大学のほ

うに無償で町が貸してある、あそこでできないものか。できれば、こちらで10月にやってくれたほうがいいのかなど。

なぜ私そのように言いますかと言いますと、今、利根中のほうでやっているわけですが、布川地区のほうからの人たちは、ちょっと遠くて、行きたくてもなかなか行けないんですよと、そういう声も聞こえるんですよ。ですから、大学のほうが、「いいですよ」と、そのような返事をいただければ、こちらでやってもらって、それで1年交代にやっていけばいいのか、そういう考えも私持っているんですよ。

ことし間に合う、間に合わないは別として、これから大学側とちょっと話して、それには体協とか関係者ともお話するしかないでしょうけれども、まずは大学のほうのオーケーがとれるか、とれないか、これが第1ですから、その折衝の気持ちがあるのか、ないのか。これは課長でも町長でもどちらでもいいですから答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

町民運動会の開催につきましては、実行委員会を組織しまして、いろいろな決定をしております。実行委員会の中でもウェルネススポーツ大学でできないかという提案がございまして、一応検討した経緯がございます。グラウンドは使えても駐車場の問題がネックになっておりまして、旧第2グラウンドは野球場になっておりますので、駐車場がそこは使えないということでありまして、布川地区にとっては利便性がいいんですが、ほかから来る方の駐車場の確保が非常に問題かと思ひまして、また、引き続き実行委員会のほうで協議したいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） グラウンドのほうはいいんですけれども、駐車場と、今課長おっしゃっていましたがけれども、今、利根中でやっている場合は裏の空き地というか、野球場の練習場とか、そこを使っていましたよね。そこが駐車場ですよ。

では大学側のほうがオーケーでしたら、布川小学校だってできるんじゃないですか、どうですか……（「駐車場、布川小学校の」と呼ぶ者あり）布川って元のよ。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） 旧布川小学校につきましては、駐車場に使えるのであれば、それも開催することも可能ではないかと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 町長に伺いますけれども、布川小学校を駐車場に使えないということはないと思うのですが、町長、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 旧布川小学校の校庭は、駐車場に使うことは可能です。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 課長、町長は使うことは可能だと言っているんですよ。大学側のほうもほぼオーケーと、そのような感じですよ。ということは、あと実行委員会の中で駐車場の件も、多少は道路があってこちらへ来るのが大変といえば大変かもしれませんが、安全面を考えれば横断歩道がありますよね。ですから、その点は心配ないですよ。ただちょっと利根中から見ると距離が少し違うかなという感じはするけれども、しかしながら、さほどそんな問題になるような距離の差ではないと思うのです。

ぜひともこれはもう一度実行委員会のほうで話し合っただけ進めてみたらどうですか、それで先ほども言いましたように、こちらの大学と向こうで1年交代にやれば、利根町の人たちはお互いに、例えばの話ですよ、布川の人がこっちでやってくれば、こっちで参加してくれるような状況になりますよ。来年今度向こうへ行ったから、遠いから、足の便もないからことしは遠慮しようかなということにはなるかもしれませんが、でも同じ町民運動会ですから、利根町の人が1年置きでもいいですから参加できるような利便性を持っていくのもいいと思うのです。

そこで一つ伺いますけれども、今私が言っている話を、即、実行委員会のほうに話を持って行って会合を開いてくれるかどうか、それをお願いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

実行委員会につきましては、4月末か5月初めに開催する予定になっておりますので、その実行委員会のほうで協議をしたいと考えております。

今度の5月の開催の町民運動会が、今の大学でできるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 私も強くは言いませんけれども、ことしは5月30日に開催するというので、時間もないでしょうし、決まっていることですから、しかしながら次年度に関しては、次年度は大学側のほうでやって、布川地区の人たちが来られるように1年置きにやりましょうと、そういうことを実行委員会の中でぜひとも話し合ってみて、町全体の町民運動会になるように、そのようにしていただきたいと思いますが、その点、実行委員会のほうで必ずそういうことを申し述べますということ確約というか、お願いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

町民運動会の開催場所の問題は、一応かねてから問題になっておりまして、参加者が減っている大きな要因の一つで、場所が悪いという指摘も前からありまして、今度の実行委員会についてもそれを議題にしまして協議したいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、2番目に移ります。これからは少子高齢化がますます

すすみますが、特に高齢者の皆さんが進んで参加できるよう努力と、種目を考えてみてはどうでしょうか。町長、お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

これからも少子高齢化が進みますが、特に高齢者の皆さんが進んで参加できるよう努力と種目を考えてみてはどうかということでございます。

ご承知のとおり、利根町では少子高齢化が進行しており、小中学生数は、ピーク時4,000人を超えていましたが、現在は約1,000人となっており、4分の1まで減少しております。

また、高齢化率も直近で36%を超えたということで、国の平均より高い数値となっております。

議員ご指摘のとおり、町民運動会の開催種目につきましても、こうした状況を踏まえて種目決定することが重要であると考えております。平成23年度までの町民運動会の高齢者対象種目は一つしかありませんでした。平成24年度から高齢者対象種目をふやしたところでもございます。

今後も高齢者の方が喜んで参加していただけるような種目づくりを目指して、町民運動会を開催していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 私、先ほども老人クラブ連合会の会長ともお話しました。それで、協力の確約といいますか、協力もするよというお話も伺いましたので、この件につきまして言いますけれども、以前は確かに高齢者、老人の方のテントですか、今もあることはあるんですね。しかし、そこに以前は結構高齢者の皆さんが町民運動会に参加して、それで1日を楽しんでいましたけれども、今はそういう姿は、テントの中に老人クラブの方が来ているということは全くないんですね。高齢者の方はふえているわけですから、それだけ町民運動会そのものに魅力があれば、老人クラブの方も当然来ていいわけですが、残念ながら今のところ、ここ数年は見えていません。

そして高齢者の参加できるような種目、23年度は1種目でしたが、今度は2種目と言っていましたけれども、まさにそのとおりだと思うのです。「幸運のイス」ですか、あれはまさしく本当に高齢者の種目だと思います。あれはあれで結構だと思いますが、利根町の高齢者と言っても、もっと動けるような高齢者はたくさんおりますから、ましてや運動会に参加して来ているような方は、もう少し違った種目でも参加できると思います。それは年齢制限をして65歳なら65歳以上の方の参加しか認めませんよという形で、それをもう少し種目をふやしていただきたい。老人の方が来られるような種目も多くしてもらいたい。

それには、一つ私提案なんですけど、これは生涯学習課の課長にも大いに関係あることなんですけれども、例えばの話、種目をふやすということは全体のどれかを削らないと同じ

時間しかできませんから、30分ぐらい早めても大丈夫と思うのです。種目を1種目か、もう二つぐらいふやすためには、30分ぐらい開会時間を早めるとか、そうすればその分、老人クラブ、高齢者の方の種目をとれると思うのです。

ことは5月ですけれども、10月ですからそんなに寒いわけではありませんから、なぜこんなことを言いますかということは、要するに、私は昔の町民運動会みたいに活気のある運動会にしてもらいたいんですよ。町民運動会と名がつくんですから、皆さんが参加できるような、多くの人に参加できるようなことにしてもらいたいんですけれども、時間を30分ぐらい早めるということは、今ここで即答はできませんけれども、それも準備委員会と協議してもらえるかどうか、ご返答をお願いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

開催時間を30分早めると、準備のほう若干手間取るとかも予想されますし、それにつきましては今後の実行委員会のほうで提案していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 確かに課長のおっしゃる気持ちはわかるんですけれども、実行委員会の皆さん、体協初めそのほか多くの皆さんの協力を得てやっているんですけれども、私思いますのには、実行委員会の皆さん、それから、ふだんいろいろ町民運動会に携わってお手伝いしてくれる皆さん、今の町民運動会の姿で満足はしていないと思うのです。私はそう思うのです。

その満足をしていない町民運動会を、もう少し町民の皆さんが1日楽しめるように持っていても、それは皆さんは別に反対はしないと思うのです。その辺もよく、これは行政の方、課長のほうから、何とか元の町民運動会みたいに大勢の方が参加できるようにしたいんだよと、そういうことを課長自身が、町長もそうなんですけれども、そのように熱意を持ってお願いするんですよ。どうでしょうかでなくて、行政のほうからお願いする、そういう気持ちでやっていかなければ、これはなかなかできないと思います。

そういう気持ちで、課長、ぜひとも準備委員会の中で、行政からお願いするんですよ、そのような気持ちでお願いできますか。それはそれで結構です。

それから、参加者をふやすということは、私は区長会長にも相談しまして、区長会長も「いいことですから大いに協力しますよ」と言っているんですね。ですから、まず各区、特に団地ではなく集落のほうの区、そちらの区長ともよく行政から話していただいて、何とか運動会に各区から参加してもらおうような、そういう協力をぜひとも町長自身、行政からあおってもらいたいんです。

昔は、私言いましたけれども、確かにリレーがあったからみんな出たと。まさにそのとおりですよ。ただ集落として参加する種目も何もなくて参加してくださいといっても、それはなかなか参加しづらいと思うのです。また、しないと思うのです。ですから行政から、

ある程度、何でもかんでもじゃなくて強制というか、ちょっと言葉は悪いですけども、何か各集落で出られるようなものを行政が考えたっていいと思うのです。

例えばの話、仮装大会とか、各集落でどういう形でもいいから仮装大会に必ず参加してくださいよと、このような形、これはあくまでも今思いついたことを言っているんですけど、そういう形で各集落から参加していただけるように、行政、町長のほうから区長会のほうにぜひともお願いしていただきたいと思うのですが、町長、そういう気持ちというか、考えというか、そういうのがあるかどうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 町民運動会への集落として参加数ということでございますが、皆無ではありませんが、議員ご指摘のとおり、減少が続いているという状況でございます。

町民運動会の会場である利根中学校には、各行政区ごとにテントスペースを用意してございます。このテントスペースにテントを設置した行政区が集落として町民運動会に参加したことになると思われます。テント設置の行政区は、平成25年度は7行政区、平成26年度も7行政区となっております。

国の調査によれば、町村部でも地域コミュニティーの衰退が進んでいるとされており、地域住民の連帯感も薄くなりつつあります。今後の町民運動会での集落としての参加率を高める方策ですが、PR活動を積極的に行い、集落として参加しやすい種目づくりにより、集落の町民運動会への参加を促していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今、町長の答弁を聞きましたけれども、はっきり言ってちょっと生易しいというか、そのぐらいではなかなか各集落の方も、参加しましょうという気持ちには、すぐはなれないと思いますけれども、ですから、ぜひとも強く要望していただいて、この町民運動会がにぎやかに、利根町のいろいろな行事がありますけれども、第1位になるぐらいな参加になるよう、ぜひともお願いしたいと思います。

あくまでも行政のほうの取り組み方だと思うのですが、特に生涯学習の課長は、その辺はぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それで3番目になりますが、3番目は現状では集落として参加しているところはないと思うのですと、今、町長に答弁を聞きましたので、これはダブりますので結構です。

ともかく町民運動会、それで以前は足としてバスはやったことはなかったでしたっけ、課長。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

町民運動会のバスにつきましては、以前はやったことがございまして、今年度26年度に初めてバスを配車したところであります。

バスの利用状況でありますけれども、福祉バスと同じルートを使いまして、Aコースが

4往復、Bコースが3往復、計7往復を配車しております。乗車人員ですけれども、ゼロでありました。

これは町民運動会については時間的な制約があって、バスを利用してまで参加したくないという意識が働いているのかと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今、運行したバスがゼロということは、要するにゼロということは、町民運動会そのものに魅力がないから行かないというんですよ。そういうことなんですよ。各集落はほとんど参加していないんですから、バスが回ってきても、どうせ行かないんだから乗らないよということでゼロだと思います。

これが何とか行政のほうも一生懸命働きかけて、集落からも参加できるようなことになれば、このバスの足、それは必要になると思います。

それと、以前の話なんですけど、前はある程度昼食に混ぜご飯を用意して配っていましたよね。あれも一つの呼ぶ手かなと思います。それで、私、思いますけれども、今、町民運動会に100万円ちょっとかかっています。

今、物が豊富な時代なんですから、例えばの話、お昼ご飯、混ぜご飯を復活させてある程度配ると、そうするとお昼の用意もしなくても、皆さん参加しやすいというのが一つ、それには経費がかかりますから、その経費は今までどおりの100万何がしの経費で、それはいいと思うのです。ただ、賞品を、今本当にみんなこの家庭に行っても物は豊富ですから、でもその場でもらうということは皆さん誰も喜びますから、それはそれでいいんですけれども、賞品の値段というか、単価を落とせば、そのくらいの経費は出るんじゃないかと思うのです。

今まで賞品代として何十万円か使っていたわけです。それをちょっと弁当のほうに回してくれば、同じ経費でそういうことはできると思うのです。そうすると昼食の用意もしなくてもいいという方も出てきますから参加しやすいと、そういう感じもしますけれども、ここで即答は結構ですから、その点も準備委員会というか、実行委員会のほうで検討してみてください。それはお約束できますね。わかりました。町民運動会の件はこれで終わります。

次、2問めのデマンドタクシーについて伺います。

4月より小学生児童の送迎をやめて、町民専用のデマンドタクシーに変わると聞きましたが、下記の件について伺います。

まず、現在の登録者数、2点目として送迎をやめる理由、3番、利用者の要望と苦情、この点、お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

現在の登録者数、平成27年1月末日現在での登録者数は1,787人になっております。

それと、小学生の送迎をやめる理由ということでございますが、平成20年4月から運行を始めましたデマンドタクシーですが、近年、一般利用者数の増加により、小学生の送迎と並行して一般利用者に対しての運行が難しくなってきたこと、また、本町はタクシー事業者に委託して運行している関係で、平成21年10月の特定地域における一般旅客運送事業の適正化及び活性化に関する特殊措置法の施行により、タクシー車両の総量規制があり、タクシー車両の増車が難しいことから、平成25年度から企画財政課、学校教育課、並びに保健福祉センターの3課において地域公共交通についての検討を行ってきたところでございます。

その結果、町民の移動手段の確保を優先するために、小学生の送迎にデマンドタクシーや福祉バスを使用するのではなく、学校単独でスクール専用バスを運行することが最もよい方法であるという結論に至ったため、平成27年4月からは、運行体制を変更して、小学生はスクール専用バスにより送迎することになりました。

デマンドタクシーの利用者の要望や苦情でございますが、デマンドタクシー運行に対する要望といたしましては、運行区域の拡大、運行便数の増便、土曜日の運行などがあります。

詳しく申し上げますと、運行区域の拡大については、布佐駅や取手駅方面、龍ヶ崎市内の病院、それと竜ヶ崎税務署やハローワークなどの公共機関への運行などがございます。

また、運行便数の増便は、昼の時間帯の増便、最終便の時間の繰り下げなどがあります。

苦情につきましては、デマンドタクシーは到着時間が指定できない、利用者にとって予定した以上の時間がかかることなどがあります。

要望や苦情に対しては、デマンドタクシーは、原則としてバスやタクシーなどの公共交通機関を補完するものとして運行しているものでありますので、利用者の皆さん全てのニーズに応えられない状況であります。

このようなことから、利用者の多い昼の時間帯に運行をしたり、小学生の送迎をしなくなった時間帯に一般の利用者が確実に乗車できるように、車両を配置するなど、一般の利用者の皆様の利便性を高めるように可能な範囲で見直しを行う予定でございます。

また、お急ぎのときや確実に指定時間に目的地に到着したいときは、タクシーなどの公共交通機関をご利用いただくよう周知を図っていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 現在の登録者数が1,787名ということですが、これは大体年間平均して何人ぐらい多くなっているのか、後で答弁をお願いしたいと思います。

それと送迎をやめる理由、今、町長のほうから答弁がありましたけれども、これはそのとおりでしょうかね。

それから、利用者の要望と苦情についてですが、布佐駅や取手駅に行ってもらいたい、これは私も知っていますけれども、大利根交通の絡みでとても行けないということで、こ

の点はどうしようもないですね。

それから、要望として、土曜日、日曜日もやってもらいたいと。土曜日、日曜日、これは何とかできないものかなと私も常々思っているんですが、休日できない理由を、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

あと、デマンドタクシーは、よく苦情は、時間がかかるということでよく言われるんですけども、要するに1人だけ乗るわけではないですから、3人、4人乗った場合は本当に時間がかかるんです。その点はどのように解消するかというと、台数をふやしてやらなければいけないのでしょうから、そうなりますと今度はいろいろな経費の面でなかなか難しいと思うのですけれども、確かに時間がかかることはかかるんですよ。これはまた後で聞きますけれども、とにかく今現在、土曜日はなぜできないのか、その点、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

まず、一番最初にふれ愛タクシー、デマンドタクシーの利用者の登録者数を読み上げたいと思います。

当初は平成20年度に運行が始まりましたときに832名でした。21年が1,026名、22年が1,273名、23年が1,452名、24年度が1,598名、昨年度が1,720人でございます。そのような形で毎年登録者がふえてきたということでございます。

それと、土曜日の運行がなぜできないのかということですが、当初より平日の月曜日から金曜日の運行ということでやってきたわけですが、土曜日にも運行してほしいという要望があるのは承知しております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、公共交通機関を補完するということで運行してございますので、土曜、日曜についてはタクシーなり何なりを使っていただくという考え方もございますので、現在は土曜の運行は行っていないということでございます。

今後、小学生の送迎は行わないということになりまして、一般の方の利用者のみに運行するような形になります。

そのようなことで、27年度にこの乗合タクシーを運行するに当たって、公共交通会議で運行エリアとか運行のための料金とか、運行する日にちとか協議して定めていますので、来年度につきましては一般の利用者だけになりますから、公共交通会議を再度開きまして、料金のこととかエリアのこととかにつきまして協議する予定であります。

土曜日の運行につきましても、その公共交通会議の中で話し合いをしたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） その登録者数というのは、今、課長のほうからありましたけれども、年々200から300近くふえていると、これから高齢者もふえてくるわけですから、こ

それはふえることは間違いないということで、結局、デマンドタクシーは児童の送迎はやめるとのこと、これは私も理解できます。

あと土曜日の件、その他運行するエリアの件、また来年度協議を開いて改めるというか、やり直すということですから、その点は十二分に町民の方が利用しやすいように、ぜひともお願いしたいと思います。

次に、4月から専用のスクールバス、40人乗りぐらいの中型バスを専用に使わせるということですが、それを詳しく答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

4月からのスクールバスの運行についてということでございますが、現在、布川小学校と文間小学校が、スクールバスとして福祉バスとデマンドタクシーを利用しております。

まず、登校時の福祉バスの始発は押付本田で、フレッシュタウンを經由して児童が乗車し、布川小学校で下車します。その後、取手東線を通り福木から加納新田、そして惣新田を經由して児童が乗車し文間小学校で下車します。また、文間小学校につきましては、取手東線から利根川の間の地域にお住まいの児童につきましては、同時にデマンドタクシーをスクールバスとして利用しております。

下校については、基本的に登校時の逆のルートになります。

4月1日からは、デマンドタクシーは本来の目的である、ふれ愛タクシーとして一般乗客の送迎を行い、福祉バスは一般乗客の利便性を図るためスクールバスとして利用できなくなることから、スクールバス1台を委託することといたしました。

バスは中型バスを利用しますので、バス停までは徒歩となりますので、なるべく歩く距離を短縮し、また均一化を図ったルートとなっております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今、町長のほうから運行の状況、答弁がありましたけれども、今までのスクールバスの「福ちゃんゴー」、それは押付本田が始発で、それから、フレッシュタウンの中央通りを通過して、1年生から3年生まで布川小学校まで乗ってくると。それから今度取手東線、今町長が述べたように文間小学校まで送っていくということ、それはそれでいいんですよ。

今度中型バスになっても、それはそれで押付本田が始発でフレッシュタウンの子供を乗せて布川小学校、それから、取手東線で主に東文間地区の子供たちを乗せていくのかなと私思っているんですが、問題はそこなんです。

今までは堤防がある方、あちらに近いほうの側は、以前は羽中の子供たちも文間小学校に行ったときにはデマンドタクシーで学校まで行っていましたが、今は羽中にはないと思いますけれども、今度の中谷、福木、立崎、加納あたりですか、そちらへ向かっていくと思うのですが、中型バスになると細い道は走れないですね。取手東線1本になっ

てしまうと思うのですが、そうしますと、子供たちが何人いるか私もよくはわかりませんが、取手東線まで来るのに五、六百メートルぐらい歩くのかな、そんな感じになると思うのですが、その辺の状況をお願いします。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） それではお答えします。

基本的には4月1日からも福祉バスと同じルートを通る予定なんですけど、一部、福木から中谷にかけて県道から右に向かって町道の太い道路がありますよね。利根川と県道の間の道路なんですけど、そこを経由する予定です。

○11番（若泉昌寿君） 利用する子供は何人くらいいるか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） お答えします。

44人です。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） その44人というのは、東文間地区全体の……東文間地区はそんなにいないでしょう、44人おられますか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 東文間地区だけで44人でございます。バスに乗る人数ですね。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） どうも失礼しました。

その44人……集落名というか、加納新田、よく七軒屋とか言われるほう、それから、東奥山新田とか、あちらのほうは子供はいないんですか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） お答え申し上げます。

東奥山新田のほうはございません。

それで加納新田はありますが、加納新田におかれましては県道から入っていけないので、県道まで徒歩で来ていただくような形になります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 問題はそれなんですよ。

要するに、今までは家の近くまでデマンドタクシーは来てくれましたよね。ですから、雨が降ろうが風が吹こうが余り歩かなくて済んだということですが、今度は、それは子供の数にしたら数人でしょうけれども、その子供たちは県道のほうまで出てくるような形になってしまうわけでしょう、そこが問題だと思うのです。ましてや、それで田んぼの中、今、不審者とか何か、そういうこともいないとは限りませんから、親御さん、またおじいちゃん、おばあちゃんがいる家庭でしたら、送れるときはそこまで送ってあげられる、ま

た迎えに行くときには迎えに来てくれるということは可能なんです、そういうふうについていつも家庭の中で送っていく、迎えに行くということができない家庭もあろうかと思うのです。そういう点は学校側として、要するに学校教育課のほうでは、直接こうなりましたからと話はしてあるんでしょうけれども、それ以上の突っ込んだ話というのはしてあるんですか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） お答えします。

通学の安全対策につきましては、保護者とか地域の皆様に見守りをお願いしたいということと、あと、放課後において心配であれば、児童クラブなどを利用して対応していただきたいということをお願いしたいんですが。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） そのように説明というか、親御さん、保護者の皆さんにお話はしてあるわけですか。

私なぜこのことをここで言いますかという、私、スクールバスの件で、こういうことをやりますということはずっと前にやったわけなんです。しかしながら、私のところに3日前に来たんですよ、そういう悩みのお手紙をいただいたんですよ。

今まではよかったんですけども、今度はデマンドでなくスクールバスになると大変困るんだと、その家庭はいつもいつも送ったり迎えに行かれないから非常に不安を感じるんですよと、そういうことでたまたま3日前ですね、私のところに来て、ですから、これは大変、親御さんから見たらちょっとした問題になるのかなと、私もそう思いましたし、保護者に見てみたら心配ですよ。

そういうところは、私ここで、じゃあその家だけ直接デマンドか何か行ってあげなよとか、そういうことは言いませんけれども、大体わかるでしょうから、学校教育課のほうから相手に納得していただけるように深くお話ししないといけないのかなと思うのです。そういう点で、ただ説明だけではなく、よく話をするつもりというか、そういうことはやっていただけるものか。それで、相手側もある程度納得してくれないと、このままだと、その保護者に見てみたらしこりが残りますよ。

要するに学校が統廃合するときに、子供たちはデマンドタクシーで家の近くまで迎えに行く、送る、そういう条件で統合もされたんだよと、そういうことなんです。今度、行政の都合で中型バスで県道までしか行かないよ、そこしか通らないよと、それは向こうから見たら勝手だと思うのです。その点は学校教育課のほうから相手の保護者に対して、よく説明、または納得していただけるようにお話してあげないと、何かあった場合でも、今度こちらに責めが来ますから、そういう点もよくお話していただければと思うのですが、その点はどうでしょうか、伊藤教育長。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 話すと長くなるんですが、統廃合のとき、実際に東文間小学校まで約1.8キロメートルぐらいありますか、それで文間小学校に移るということになったので、そこで距離を短くするというので、実はスクールバスをつくるようになったわけです。

ちょうど経費も、デマンドタクシーが行われましたので、デマンドタクシーを使えばもっと経費削減になるのかなということでデマンドタクシーを使ったわけでございます。

今後はデマンドタクシーの利用者がふえたということで、今後中型車がということで、ある程度ぎりぎりの予算の上で決めたわけですがけれども、この苦情を言っている方の家は、事情もよくわかります。

家から約600メートルぐらいのところ、見晴らしもいいので、実際には本当は東文間に来れば、その3倍の距離は歩かなければならないんですが、今までデマンドタクシーになれてきているので、しばらく不安はあるかと思えます。

また、送り迎えについても、夕方についてはできればお仕事の関係ならば児童クラブを利用したり、それから、朝の場合には、実際学年を言っていていいですか、3年生になるわけですがけれども、地域の方々の見守りとか、またそういった学校からの配慮等で何とかご理解をいただきたいなどは考えております。

また、小型バスを入れますと予算的にもかなり高くなりますので、その辺は検討しながら進めていったほうがいいのかと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま2番新井議員が入場いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は4名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） 本案につきまして3点ばかり質問がございます。

1番は、この平成26年度一般会計補正予算の7ページ、第2表につきまして、なぜこれだけ多くの繰越明許費が生じたのか、個々の事業ごとに説明をお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質疑に対する答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

なぜこれだけ多くの繰越明許費が生じたのかというご質問でございますが、今回の繰越明許費につきましては、昨年の12月27日に国において閣議決定されました経済対策の地域住民生活等緊急支援のための交付金という交付金が閣議決定で創設されまして、今回の利根町一般会計補正予算（第7号）に計上してございますけれども、歳入のほうで計上してあります消費喚起・生活支援型の交付金と地方創生先行型の交付金と二つ歳入を計上してございます。

消費喚起・生活支援型と申しますのは、繰越明許費の中ほどにあります町内共通商品券販路拡大事業でございます。繰越明許費の中の塵芥処理事業と都市再生整備計画事業につきましては、この交付金以外の事業となっております。

塵芥処理事業につきましては、塵芥処理施設の長寿命化に係ります平成27年度事業を前倒しで26年度事業として予算化した場合に、国のほうから震災復興特別交付税を交付されるということがございまして計上したものでございます。

都市再生整備計画事業については、町道112号線の整備を今現在行っておりまして、その用地費、それから、移転補償費等の支払いが年度内に完了できないために計上したものでございます。

それと、町内共通商品券以外につきましては、地方創生先行型という交付金に該当するものでございます。

地方創生先行型は歳入で3,500万円見込んでございますが、この交付金を活用するには、まず国に事業計画を出さなければならないということになっておりまして、そこで出した計画が採択されるということが一つの条件になります。

それと、交付されました3,500万円の金額以上の事業費をかけなければならないという条件もございまして、これは国のほうから通知が来ておりまして、交付した交付金は一切返還は相成らんと、全部支出してくださいという通知が来てございますので、それ以上の事業費を持った計画を出さなければならないという制約がございまして、国から示されました事業メニューのうち、地方版総合戦略策定事業、これは平成27年度中につくり出す国の総合戦略を勘案してつくる地方版の総合戦略の策定事業、それと国から示されました事業メニューのうち、少子化対策事業などに絞って計画をつくりました。

それで交付金の総額以上の事業を計上しなければならないという条件がありますから、もし仮に国に上げた計画が国で認められない場合であっても、3,500万円以上の支出をしなければならないという条件がございまして、それで繰越明許費に係る事業が多くなったということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） わかりました。要するに国のほうで平成26年度内に計画を出さな

いとお金が出ないという事情があると理解いたしました。

あと二つ質問がございますが、事務局の指示により続けて二つお伺いします。

2番目は、繰越明許費の多くの事業が議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算にも計上されているのはなぜでしょうか。

三つ目は、議案第11号が承認されれば、議案第19号に計上されている同一事業の予算は自動的にゼロになるのでしょうか、これをお答えください。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

2番目の繰越明許費の多くの事業が議案第19号の平成27年度利根町一般会計予算に計上されているのはなぜかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、その交付金事業ということで国のほうから交付金が来ておりまして、それ以上の事業をなささいということになっております。

それで、国のほうにその計画を提出するというごことございまして、消費喚起・生活支援型につきましては3月3日、地方創生先行型につきましては3月5日までということで締め切りになっております。国のほうで、その交付金が閣議決定されましたのは、先ほども申し上げましたとおり、昨年12月27日、その後、交付金の国の説明会が年明けまして1月29日に開催しております。茨城県の交付金の説明会が1月15日と2月20日に開催されました。

このようなことで、駆け足でそういう計画をつくったりする事情がございまして、国に出します計画をつくるに当たりまして、メニューはたくさんあるんですけども、消費喚起・生活支援型はプレミアム商品券を発行するということですが、地方創生先行型のメニューはそれ以外でも、その事業創業者の支援とか、UIJターンの受け入れのための支援とかさまざまな事業がございまして、そういうものにつきまして事業を実施することを前提に事業費を算定したりするということになりますと、相当の時間を要しますし、事業費の算定が間に合わないということで、確実に国のほうに事業計画を提出できる事業ということになりますと、その事業名の中の少子化対策という事業がございまして、その中で従来から行ってまいりました利根町の少子化対策の事業、これは事業費が当初予算にも計上してありますとお伺い、見積もりと申しますか、その見込みが立ってどういう事業なのかという内容もはっきりしておりますので、それを事業費として上げさせていただきました。それで平成27年度の一般会計当初予算のほうにのっているものと重複するような形になったものでございます。

次の質問でございますが、議案第11号の利根町一般会計補正予算（第7号）が承認されれば、議案第19号に計上されている同一事業の予算は自動的にゼロになるのかというご質問ですけれども、この件につきましては、交付金の事業の活用のために国に提出した実施計画の採択を受けませんと交付金の事業にはなりませんので、国からの交付金事業の採択

の通知、これが3月5日に県のほうに実施計画を持参して提出したときに、3月中に結果が出るということを伺っております。

そのようなことをごさいますて、その結果を踏まえて平成27年度の利根町一般会計予算、議案第19号の事業につきましては補正予算によりまして減額をさせていただくという段取りになろうかと思えます。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質疑が終わりました。

次に、5番守谷議員。

○5番（守谷貞明君） それでは、質疑をさせていただきます。

私の質疑は議案第11号、議案名、平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略調査業務委託ということで、補正予算書の18ページ、委託費1,000万円が計上されていますが、調査業務とは具体的にどのような内容なのかお答えください。

○議長（井原正光君） 守谷議員、2、3と続けてお願いします。

○5番（守谷貞明君） それでは、2番目、委託費1,000万円の根拠。何で1,000万円の予算が必要なのか。

3番目、委託先の選定方法と選定理由、もし決まっていれば選定理由ですね、以上お答えください。

○議長（井原正光君） 守谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

委託費として1,000万円計上されているが、その調査業務の内容は何かというご質問ですけれども、具体的には地方版総合戦略策定のために必要な産業人口、社会インフラなどの調査分析、そのための事実関係の調査などを業務委託することになっております。

地方版総合戦略の内容の作業につきましては、住民代表の方や産業界、大学、金融機関、労働団体、議会議員の皆様方、それから、行政の代表などで組織します推進組織のほうでご議論いただいて、地方公共団体がみずから作成をするということに国から来ておりますので、主に調査を実施するような業務委託をするような形になります。

次に、1,000万円の根拠はということをごさいますけれども、地方版総合戦略策定経費としまして、国のほうから参りましたのが都道府県については2,000万円、市町村が1,000万円の措置額として交付されるということとなっております。

当初には、この交付された金額以上の事業費を支出しなければならないという定めになってございまして、町としまして町に登録してあります事業者をお願いをしまして、参考見積もりを徴取して、今回予算のほうに計上させていただきました。

その後、3月2日に通知がありまして、この地方版総合戦略の策定経費が市町村に交付されて、市町村に交付されるのが1,000万円なので、その金額の1,000万円を下回った場合

の取り扱いについて3月2日に通知がありまして、契約等を行って、その残った交付金残額といたしますか、1,000万円もしかからないで例えば500万円で済んだ場合には、その残った金額を地方創生先行型の事業メニューに振り分けて使ってもいいですよという通知がまいてっております。そのようなことでございます。

委託先の選定方法と選定理由はどのことでございますけれども、委託先につきましては、利根町入札参加者の資格等に関する規定の定めによりまして、有資格者名簿に登録されております事業者の中から指名委員会で業者を選定をしまして、指名競争入札でお願いする方法と、もう一つ、有資格者名簿に登録されている業者の中から、提案方式、プロポーザル方式で委託先を選定する方法、この二つの方法がございます。そのどちらかの方法で委託先を選定したいと考えております。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） ちょっと確認させていただきます。

業務内容、調査業務、これは先ほど秋山企画財政課長の答えでは、総合戦略を作成するために必要なデータとかさまざまな情報を分析するために、専門家の方々に集まっていたいて、そしてそこでいろいろ議論していただいたものをもとに総合戦略を立てるということでございますか、よくわからなかったんですけど、中身はそういうことですか。間違いはない。

これは先日の本会議で僕が質問した中に、約20人の委員をお願いしたいという話をしていましたね。それと同じ内容なんですか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、今回予算のほうに計上してございます委員の20名の方の謝礼が計上してありますけれども、これは、住民の代表の方や産業界あるいは大学等の委員をお願いして、地方版総合戦略の策定のためにいろいろご意見を伺うための委員の謝礼でございます。

この1,000万円につきましては、総合戦略策定のために必要ないろいろな調査をお願いするというので、また、その中から先ほど守谷議員おっしゃったように、専門の方を依頼することもこの経費の中でいいですよということになっているので、この1,000万円はそういうことに使うということでございます。ですから、謝礼と1,000万円は別とお考えいただければありがたいです。

謝礼の分と1,000万円は別なので、謝礼はあくまでも、町からお願いして推進組織をつくったときに、参加していただいた皆様にお支払いするもので、1,000万円はいろいろご意見をいただくために、前段として資料を提出するためのいろいろな調査とか、そういうものに使うということでございます。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） ちょっと今わかりにくかったので、もう1回整理します。

専門家の方々にいろいろなデータのさまざまな調査や分析を依頼する。その謝礼はこの調査業務の1,000万円とは別途支給すると……（「違う、違う」と呼ぶ者あり）この1,000万円の中には含まれないんでしょう、含まれるんですか。

3番目に僕が聞いているのは、この業者が選ぶに当たって、先ほど3番目の質問に答えていましたよね。それには二つの方法があると。これももう一度どういう方法なのかよくわからなかったのもっとわかりやすくきちっと二つの方法を、それも合わせて説明をもう1回してみてください。よくわからなかった。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 1,000万円につきましては、項目としまして、補正予算の17ページをごらんになっていただくとわかるんですけども、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業ということで、1,000万円につきましては次の18ページの一番上にまち・ひと・しごと創生総合戦略策定調査業務委託ということで、いろいろな調査をお願いするための委託料として取ってあるものでございます。

その中で専門家の人を、例えば大学の専門的な教授をお願いしてご意見を伺うとか、そういうものの経費にその1,000万円を充ててもいいですということになっているんです。

先ほど守谷議員おっしゃった謝礼につきましては、17ページに報償費ということで58万8,000円ほど計上してございますが、これは総合戦略を策定するために住民の代表の方とか、産業界の代表の方とか、金融機関の方とか、きのう守谷議員おっしゃったように交通関係であれば交通の事業者とか、いろいろな人をお願いして会議に来てもらうんですけども、その会議に来てもらったときにお支払いするのが報償費の謝礼でございますので、それが20人分で合計で7回を今回補正予算で提出させていただいております。それが58万8,000円です。

1,000万円は、国のほうから交付金で1,000万円が来ると言っているんですけども、それは策定を行うための調査、分析、それから、必要であれば別の大学の専門的な先生をお願いするとか、そういうものに使うということでございます。

○5番（守谷貞明君） 了解。

○企画財政課長（秋山幸男君） 失礼しました。それともう一つ、委託先の選定方法ですけども、利根町は業者を指名する際に、2年に1回有資格者名簿というのをつくっています。それは工事とか業務委託とか物品の購入とか、業者を分けて登録するんですけども、その登録したものの有資格者名簿というのがありまして、仕事を頼むときには、その中から必ず業者を選ばなければならないという決まりがありまして、その名簿から指名委員会で業者を指名をして、それで入札をして決定する方法が一つ。

もう一つは、有資格者名簿がありますので、こういうことをお願いしたいというのを仕様書で明らかにしまして、やりたいという方からプロポーザルで提案いただくと。その提案いただいた中から、選考する委員会でここでいいということで決める方法。

ですから、プロポーザルの方法と指名入札の方法と二つあるということでございます。そのどちらかということになります。

○議長（井原正光君） 守谷議員の質疑が終わりました。

次に、10番五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは質疑いたします。

今の守谷議員のほうといろいろ質疑についてはダブっていますので、省略いたします。

24ページの歳出にまいります。これは町内共通商品券の販路拡大事業でございますが、発行する商品券の額でございますが、あと割引については何%ぐらいつくのでしょうか。それから、1,864万1,000円の需要喚起及び経済効果ですが、この金額を商品券で発行した場合に、どのくらい消費喚起、経済効果がありますか、その試算をお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 続けてお願いします。

○10番（五十嵐辰雄君） 質問はダブっておりますので、1点だけお尋ねします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） それでは、今回発行する商品券の総額ということでございますけれども、7,000世帯分を見ていまして約7,000セット、その1万2,000円ということになりますので8,400万円、うちプレミアム分は次の割引率とも関係しますけれども、1,400万円になります。

2番目の割引率でございますけれども、20%でございます。

3番目の需要喚起及び経済効果の試算についてということですが、1番でお答えしましたように、使い切るということですので、7,000セットつくったとすれば8,400万円程度の経済効果と見ております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 前後しますけれども、守谷議員のほうからも同じような質疑がありますけれども、歳出23ページの塵芥処理事業で2億725万1,000円の計上がございますが、この龍ヶ崎地方塵芥処理組合に対する負担金の積算の計算の根拠をお伺いします。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） それでは、お答えします。

2億725万1,000円の塵芥処理事業予算についてご説明いたします。

現在、塵芥処理組合のほうでは長寿命化事業ということで改良工事が行われております。この改良工事は平成26年度から28年度の3カ年で行われます。全体工事の費用ですが、約40億6,800万円になります。

長寿命化事業の負担割合ですが、そのうち国が3分の1、組合分が3分の2の負担ということで始まっております。

その3分の2の組合負担の各3市町の負担割合ですが、利根町が17.92%、龍ヶ崎市が

70.98%、河内町が11.10%になっております。そのうち利根町の負担ですが、先ほどの17.92%を掛けますと約7億2,690万7,400円となります。そのうち国のほうで約3分の1を負担していただきますので、その交付金の負担額が1億9,907万8,000円となります。そちらを引きますと5億2,782万9,400円となります。これが利根町負担ということになります。

この町負担分ですが、震災復興特別交付税の措置対象ということでなりましたので、平成26年の12月定例議会においても、震災復興特別交付税の措置対象ということで823万9,000円を補正させていただいております。ただし、不用額が13万5,000円ございましたので、その震災復興の負担分が合計しますと837万4,000円という額になります。今回の事業でございます2億725万1,000円につきましては、平成27年度の事業費を平成26年度に繰り上げて事業費を予算化した場合に、震災復興特別交付税の措置がされることから、平成27年度の予算事業の震災復興特別交付税の措置対象が3市町で11億5,653万6,000円でございます。その分、利根町の先ほどの負担割合17.92%を掛けますと2億725万1,000円となり、その金額を補正するものでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

次に、11番若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、第2表の繰越明許費の衛生費の清掃費、これは、今、五十嵐議員が質問しておりましたので結構です。

次の商工費の町内共通商品券、これも五十嵐議員が質問しておりましたけれども、1点だけ、課長、お願いしたいと思います。

商品券、利根町には商店が余りないんですが、スーパーは2店舗ありますね。ですから、この使える範囲をお願いしたいと思います。スーパーとか、そちらの方も使えるのかどうか、その点を1点だけお願いします。

次に総務費の総務管理費の企画費で2,510万円の補正ですが、デマンド型乗合タクシーの運行事業ですが、これの中身を詳しく。

さらに、款13の国庫支出金で目6農林水産業費国庫補助金、農業ハウスの被害に遭ったと、これは昨年2月の大雪でハウスが壊された経費だと思うのですが、町内の件数はどのくらいあったのか、あと被害はさまざまでしょうけれども、被害の状況で大体の金額をお願いします。

○議長（井原正光君） まず矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） それでは、使える範囲ということですが、今回の商品券の販路拡大事業につきましては、先ほど企画財政課長が答弁しましたように、国のいわゆる消費喚起・生活支援型という交付金を使って行う事業です。従来のこれまでやっている町単独でやっている商品券というのは、ご存じだと思いますけれども、10%ということで、プレミアム10%です。今回は20%のプレミアムをつけ、全世帯に配布できるような形

で事業を展開する予定で、今商工会と詰めてございまして、今現在登録されている店舗が48店舗なんですね。

今ご指摘がありましたように、使える、要するに商工会の会員以外の大型店舗ですか、ヤオコーであるとかマツキヨであるとか、ランドロームであるとか、この辺の町内に事業所を構えるスーパー等についても、今現在商工会の商店部会のほうとこれから調整をしながら、できるだけこの事業に参画していただけるような形で呼びかけていただけるようなことで、商工会のほうと打ち合わせをしております。

それと24ページのハウスの被害の件でございますが、6月の補正の計上の際には、当初農家数30戸、被害棟数が39棟、補助金の交付予定額が1,309万8,000円ということで予算を計上させていただきました。その後、2件の損壊棟数の申し込みがありまして、今回実績ですけれども、結果、被災農家は27件、損壊棟数が34棟で5棟の減、補助金が支出見込みが1,052万3,000円ということで、257万5,000円の減ということでございまして、被害の状況は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、デマンド型乗合タクシーにつきましてご説明いたします。

このご質問があった企画費の2,510万円の増額の補正でございますけれども、そのうちデマンド型乗合タクシー運行事業につきましては、16ページから17ページのところに記載しておるとおりでございます。

デマンド型の運行事業費については1,547万8,000円でございます。

まず、賃金でございますが、賃金はタクシーを配車いたしますオペレーターを4人お願いしてございまして、2人ずつ交代で勤務をお願いしております。月曜から金曜日まで、朝の8時半から夕方5時までということでお願いしてございます。その賃金。

それから、需用費としましては、大きいのは燃料費でございます。2台分の燃料費ということでございます。

次に、17ページの通信運搬費につきましては、配車の際に使います利用者の方々へ確認する電話料でございます。

13番の委託料はデマンドの乗合タクシーの委託でございまして、税抜きで2万1,000円の2台分、これに消費税を掛けたものが1日にお願いする委託料になります。それを掛けて1年間で937万4,000円でございます。

次に、無線の保守点検料、これは配車に使いますものをタクシー無線を使って配車していただきますので、その点検料でございます。

それに18番の備品購入費としまして、これは平成20年の当初導入しました配車システムがパソコンを使ってやっております、7年たちまして新しいシステムに変えなければならないということで、無線機のほうはそのままなんですけれども、オペレーションシステ

ムを変えなければならないということで103万7,000円、合わせて1,547万8,000円を計上させていただきます。

これも、先ほど繰越明許費のほうにも計上してございますが、地方創生先行型の交付金の事業として行いたいということでございます。これは子供さんとか、そういう方々や小さいお子さんを連れのお母さんとか、高齢者の方などの足の確保ということで運行するものでございます。

そのような形で計画は国のほうに出してございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 商品券の件でもう1点お伺いしたいんですが、今回、商品券を発行するに当たって、今までは10%だったですね。今度は20%といいますとかなり券を求める方が多いと思うのです。それに対して、上限ですか、無限に買えるのか、その辺、商工会とどのような話し合いをしているのか。

それから、期限、恐らく発売と同時に人気が出ると思うのです。ですから短期間のうちに売れてしまって、そういう商品券があるなら私も買ったかった、しかしながらもうなくなっちゃったよと、そういうことが起きる可能性があると思うのです。ですから、それは期限を決めないで無制限にずっと売ってしまうのか、その2点だけお願いします。

それとデマンドのことですが、デマンド1台1日2万1,000円と言っていましたね。それで今度お客さんを乗せて町内は300円でしたっけ、あと町外500円ですね。そのお金というのは町のほうへ入れるのか、それともタクシー会社に入れるのか、その点、私わからないので、その1点だけ。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 従来の商品券については、今、若泉議員がおっしゃるように、すぐ売れたりしていろいろ課題もあるわけですが、今回につきましては、必ず1世帯に1セットが届くような形をとって、予約販売もできるような形をとるということで、今後商工会のほうと調整したいと考えております。

ほかの市町村では先着でやっている市町村もあるやに聞いておりますけれども、私どもの方ではそういうことのないように、必ず1世帯に1セットが行くような形で手配をしたいと。

今回は期限ですけれども、販売を予定している期限が7月1日から12月末までの6カ月を予定してございます。換金が3月までの間ということで、今のところ調整を商工会のほうとさせていただく予定でおります。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

1台2万1,000円で2台お願いしているわけですが、乗車された方がおりるときに料金はタクシー会社のほうに、委託したほうに払っていただきます。その乗車報告書を

いただいて、2万1,000円から乗車した方がお支払いした金額を差し引いたものを委託料として会社のほうにはお支払いしております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 矢口課長にもう1点だけ。

先ほど、今回のプレミアム商品券は、1世帯に1セット行き渡るようにとおっしゃいましたね。ということは、それは商工会といろいろ話し合っているのでしょうかけれども、1世帯1セットと言いますけれども、1世帯に1セット買っていただくのもなかなか大変だと思うのです。大変な労力というか、それがいると思うのですけれども、今のところどのような相談というか、方法でやろうと思っているんですか。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 今の段階での話ですけれども、これまでの販売方法としては先着5セットまでとやっていたんですけれども、今回の分は若干7セットということでボリュームも上がっているんですけれども、1世帯に1セットを周知していく方法と、ちょっと答弁しませんでしたけれども、多子世帯の分も、多子世帯、いわゆる18歳未満の子が3人いる家庭にも優先的に配布しようということで予定しています。

ご質問の売れ残りがあるんじゃないか、当然それがついてくるわけですけれども、さっき言いましたように、この事業費は使い切るということで、1回目のさばき方は皆さんに平等にやって、その後の2回目の売れ残った分は何らかの形で先着でやるか、その辺は商工会のほうとも詰めながら、できるだけ多くの方に購入していただけるような方法で進めていこうということで、今進めております。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第11号に対する質疑が終わりました。

〔「議長、動議があります」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 7番白旗議員。

○7番（白旗 修君） 議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）に対して、修正動議を提出いたします。

○議長（井原正光君） ただいま7番白旗議員から本案に対する修正動議が提出されました。

この動議につきましては、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により動議は成立しております。提出されました修正案を議席に配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時04分休憩

午後3時05分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開いたします。

ただいま提出されました議案第11号に対する修正案を直ちに本日の議事日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、議案第11号に対する修正案を直ちに本日の日程に追加し、議案第11号原案と一括議題といたします。

修正案提出者から提案理由及び内容の説明を求めます。

7番白旗議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議をいたします。

地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を提出いたします。

次に移ります。

修正内容

私は、標記予算案30ページ記載の款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節8教育報償費、小学校教育助成事業、ランドセル558万9,000円をゼロ円に減額し、558万9,000円を予備費につけかえることを求めます。

なお、標記予算案7ページ記載の第2表繰越明許費も下記のように訂正を願います。

表につきましては省略いたしまして、修正理由を申し上げたいと思います。

修正理由

小学校入学時に入学児童全員にランドセルを贈与することを内容とする本事業案（以下、ランドセル贈与案と呼ぶ）は、平成26年6月の補正予算案審議時に町制施行60周年事業の一環として提案されましたが、私は次の理由でそのとき反対しました。

1、本案は保護者や教育現場の関係者の意向を全く聞くことなく、これらの人々の賛同を得ないまま決定されました。これは行政の意思決定が非民主的であるということであり、

2、保護者（PTA）や教育現場では、ランドセルではなくて、公教育にもっと必要な教具・教材そして補助教員の増員等に予算をつけることを望んでいます。

3、本来、児童の保護者が個人的に調達すべき品物を行政が提供するの、予算の使い方としては問題があります。

4、町制施行60周年事業の一環の事業であるなら、1年限りで終了するのが筋であり、平成28年度以降も継続すべきではありません。

昨年6月の補正予算案では、私を含め複数名の議員が平成27年度小学校入学児童へのランドセル贈与案に反対しましたが、他の補正事案と一括採決されたため可決されました。

今回は、平成28年度小学校入学児童へのランドセル贈与を目的とする平成26年度利根町一般会計補正予算案（第7号）30ページに記載の小学校教育助成事業、報償費をゼロ円と修正して採決することを求めます。

○議長（井原正光君） 白旗議員、平成26年度の一般会計補正予算案（第7号）の金額についておっしゃってください。今、ここが漏れていますので全然わかりません。

○7番（白旗 修君） 上と同額であり558万9,000円であります。

それでは議長から言われましたので、1ページの表のところをごらんいただきます。

平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）は歳出の科目である款、予備費、もとが500万円であるものを1,058万9,000円に訂正します。同じく、歳出の款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節8報償費、事業名、小学校教育助成事業ランドセル、これが558万9,000円ですが、これをゼロ円と修正を望みます。

なお、同じ今回の予算案の第2表繰越明許費に款9教育費、項2小学校費、事業名、小学校教育助成事業、金額558万9,000円となっておりますが、これをゼロ円と訂正することを求めます。

○議長（井原正光君） 提案理由及び内容の説明が終わりました。

修正案に対する質疑を行います。

ございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第11号修正案及び議案第11号原案に対する討論を行います。

まず、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案及び修正案に反対する議員の発言を許します。

5番守谷議員。

〔5番守谷貞明君登壇〕

○5番（守谷貞明君） 私はこの提案に反対です。

なぜかと言うと、私もランドセルは多くの常識といいますか、今までの新聞やテレビのニュース等で小学校に入る孫がいるおじいちゃん、おばあちゃんがランドセルを買ってやるのが非常に喜びだ、楽しみだという報道が随分出されて、毎年この季節になると、おじいちゃん、おばあちゃんから買っていただいた、ぴかぴかのランドセルを子供たちが背負っている映像が流れています。

それはそれで、私はいいことだと思いますよ。ただ、今回の問題については、私は別の視点で見ているんですよ。最近生活格差があって生活が苦しい、苦しいと言っている人たちが、特に若い世代に多いんですね。そういう人たちの中で、ランドセルって、僕、知らなかったんだけど、一、二万円かと思っていたらとんでもない、五、六万円もすると、えらい高いものだというのを、不覚にも僕は余り知らなかった。

そんな高いものを若い子育て世代が買うのは大変だな、おじいちゃん、おばあちゃんいる人はいいけれども、そうでない人たちにとっては、これは非常に経済的な負担になるし、ものによってはいいものと悪いものとぱっとわかるようなものがあれば、いじめの対象になったりするのかなと思ったりしたこともあります。

それと、私が一番この案に反対する理由は、修正理由の1に「本案は保護者や教育現場の関係者の意向を全く聞くことなく、これらの人々の賛同を得ないまま決定された」と断定していますね。これ、本当なんですか。

私が聞いた話では、保護者の方々にきちっと聞いたそうですよ。そうしたら約七、八割の方々が、七、八割というのは圧倒的多数ですね、その方々が大変ありがたいという反応が返ってきたそうです。

それから、教育現場、学校関係者が、そんなお金の無駄遣いする必要ないよと反対した声があったかと聞いたら、そんなことはなかったということなので、この修正理由の1番目は非常に疑わしい。本当かどうか、多分そこまできちっと調べていない、推測で書いている文章だと思います。

それからもう一つ、賛成の理由は教育、特に子供への投資は、教育に投資するということが再生産につながるんですね。これも教育への投資の一つ。

それからもう一つ、将来への投資につながるんですね。

それからあと1点は、利根町は今子育て支援に非常に力を入れて、若い子育て世代の方々と利根町にぜひ定住していただきたい、移ってきていただきたい、さまざまな施策を行っています。その中の一つの目玉の事業にもなっているのかなと思って、ですから、これは将来への投資で、そういう方々がこういう恩恵を目当てにもし来てくれれば、利根町の財政にとっては将来的には大きなお金となって返ってくる、投資効果が上がるものだと、子供も投資効果もある、そういう意味でこの修正案には大反対です。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、修正案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案及び修正案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、修正案に賛成する議員の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

議案第11号修正案及び議案第11号原案に対する討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は7番白旗議員から修正案が提出されておりますので、最初に議案第11号修正案に

ついて採決を行います。

お諮りします。

本案は修正案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立少数です。したがって、議案第11号修正案は否決されました。続いて、議案第11号原案に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第12号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に対して質疑の通告をされている議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、1点のみ質疑をいたします。

款10諸収入で雑入、一般被保険者返納金21万9,000円、この前の説明で私よく聞き取れなかったか、それはわからないのですが、社会保険と国民健康保険、間違いという感じで耳の中に入ったんですが、もう一度説明をお願いします。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、ご質問に対して説明したいと思います。

ページ数につきましては、11ページになろうかと思えます。議案第12号の11ページ、上から3行目のところで、4一般被保険者返納金21万9,000円の増額でございます。

この返納金でございますけれども、健康保険制度におきましては国民健康保険に入られる方がおりまして、そこから社会保険等に切りかわった方がおります。こういう方につきましては、本来14日以内に国民健康保険が喪失したということで、本来ならば14日以内に国民健康保険を返却していただいて喪失者という届け出をしていただくことになっております。

しかし、その届け出をせずに、そのまま町の保険証を使用して医療を受けてしまう方がおりまして、当然そういう方は町の国民健康保険としての医療給付費を負担して給付してございます。この場合など、本来であれば医療給付費は社会保険者等が負担すべきもので

ありますので、そのことが判明した時点において、社会保険等に切りかわった時期にさかのぼり、その医療給付費分を本人のほうに請求し、町に返納していただいております。これが今回のような返納金として処理してございます。

今回の補正につきましては、平成27年1月末現在で、現年度分としまして概ねレセプト50件分の返納金として21万9,000円の増がありますので、補正するものでございます。

なお、町に返納金があった場合は、その納付された領収書を持って本人が個人ごとに社会保険者のほうに請求することになってございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第12号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第12号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時40分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第13号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対して質疑の通告をされている議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 1点のみお伺いいたします。

議案第13号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、款1分担金及び負担金で項1の負担金、目1の下水道事業受益者負担金ですが、金額が243万6,000円、先日の説明ですと、5年払いを1年で一括して受益者負担金243万6,000円を納めてくれたという説明だったと思うのですが、私には大分金額が大きいもので、これは会社なのか、一般家庭なのか、そういうところを詳しくお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、お答え申し上げます。

下水道受益者負担金で243万6,000円の増額でございますが、下水道の受益者負担金につきましては、通常5年分割で納付をいただくことになっております。

当初予算の計上時には新規件数全てを5年分割にて納付される予定で、その5分の1になります1年分を計上してございました。しかしながら、実績では新規件数41件中、平成26年度の単年度で一括納付された方が28件ございました。このことから243万6,000円の金額の歳入増となったものでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今の説明でわかりました。

私は1件分とばかり思っていましたので、よくわかりました。ありがとうございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第13号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第13号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第14号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正

予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第14号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第15号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第15号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす3月7日から3月15日までの9日間は、委員会付託審査及び議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす3月7日から3月15日までの9日間は、委員会付託審査及び議案調査のため休会とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回3月16日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時46分散会